

平成 18 年 12 月 15 日

各 位

不動産投信発行者名
 東京都千代田区九段北四丁目1番7号
 イーアセット投資法人
 代表者名
 執行役員 深田 武寛
 (コード番号 8974)
 問合せ先
 株式会社アセット・リアルティ・マネジャーズ
 取締役経営企画部 田中 政行
 担当兼財務経理部長 TEL. 03-3234-7800

(訂正) 利害関係人等との取引に関するお知らせ

本投資法人は、平成 17 年 9 月 7 日付で公表した「利害関係人等との取引に関するお知らせ」、平成 17 年 9 月 9 日付で公表した「利害関係人等との取引に関するお知らせ」及び平成 18 年 3 月 23 日付で公表した「資産取得に関するお知らせ(西野ビル)」、「資産取得に関するお知らせ(内神田ビル)」について、内容の一部を下記のとおり訂正いたします。また、利害関係人等との取引に関して記載漏れがありましたので、その内容についてお知らせいたします。

記

I. 取得(訂正)

1. 平成 17 年 9 月 7 日付「利害関係人等との取引に関するお知らせ」訂正箇所

「1. 特定資産の取得 (3) 取得先の属性等」における取得先の属性について

取得先	訂正前	訂正後
株式会社シートレジャー	資産運用会社の社内規程である利害関係者取引規程に定める利害関係者(資産運用会社の利害関係人等(投信法第15条第2項第1号、投信法施行令第20条)がアセットマネジメント契約を締結している特別目的会社等)に該当します。	投信法上の利害関係人等(投信法第15条第2項第1号、投信法施行令第20条第2号)に該当します。
株式会社エストレジャー	資産運用会社の社内規程である利害関係者取引規程に定める利害関係者(資産運用会社の利害関係人等(投信法第15条第2項第1号、投信法施行令第20条)がアセットマネジメント契約を締結している特別目的会社等)に該当します。	投信法上の利害関係人等(投信法第15条第2項第1号、投信法施行令第20条第2号)に該当します。
有限会社エフ・アール・プロパティ	資産運用会社の社内規程である利害関係者取引規程に定める利害関係者(資産運用会社の利害関係人等(投信法第15条第2項第1号、投信法施行令第20条)がアセットマネジメント契約を締結している特別目的会社等)に該当します。	投信法上の利害関係人等(投信法第15条第2項第1号、投信法施行令第20条第2号)に該当します。

2. 平成 17 年 9 月 9 日付「利害関係人等との取引に関するお知らせ」訂正箇所

「1. 特定資産の取得 (3) 取得先の属性等」における取得先の属性について

取得先	訂正前	訂正後
株式会社元禄屋	資産運用会社の社内規程である利害関係者取引規程に定める利害関係者（資産運用会社の利害関係人等（投信法第15条第2項第1号、投信法施行令第20条）がアセットマネジメント契約を締結している特別目的会社等）に該当します。	投信法上の利害関係人等（投信法第15条第2項第1号、投信法施行令第20条第2号）に該当します。
株式会社エス・アール・ウエスト	資産運用会社の社内規程である利害関係者取引規程に定める利害関係者（資産運用会社の利害関係人等（投信法第15条第2項第1号、投信法施行令第20条）がアセットマネジメント契約を締結している特別目的会社等）に該当します。	投信法上の利害関係人等（投信法第15条第2項第1号、投信法施行令第20条第2号）に該当します。
有限会社サンダー・ランド	資産運用会社の社内規程である利害関係者取引規程に定める利害関係者（資産運用会社の利害関係人等（投信法第15条第2項第1号、投信法施行令第20条）がアセットマネジメント契約を締結している特別目的会社等）に該当します。	投信法上の利害関係人等（投信法第15条第2項第1号、投信法施行令第20条第2号）に該当します。

3. 平成 18 年 3 月 23 日付「資産取得に関するお知らせ（西野ビル）」及び「資産取得に関するお知らせ（内神田ビル）」訂正箇所

「5. 利害関係者との取引」における本投資法人との関係について（本訂正は「資産取得に関するお知らせ（西野ビル）」及び「資産取得に関するお知らせ（内神田ビル）」に共通します。）

取得先	訂正前	訂正後
株式会社ブイエスエル	株式会社ブイエスエルは、アセット・マネジャーズ株式会社がアセットマネジメント契約を締結している特別目的会社であることから、利害関係者取引規程に定める利害関係者に該当します。	株式会社ブイエスエルは、投信法上の利害関係人等（投信法第15条第2項第1号、投信法施行令第20条第2号）に該当します。

4. 訂正の理由

本件に関して資産運用会社は、利害関係者取引規程に則り、通常の取引と同様の取引と比較して本投資法人に不利益となることのないように審議手続を行っておりましたが、今回、売主である株式会社シートレジャー、株式会社エストレジャー、有限会社エフ・アール・プロパティ、株式会社元禄屋、株式会社エス・アール・ウエスト、有限会社サンダー・ランド及び株式会社ブイエスエル（以下、「当該売主七社」といいます。）の各代表者が、資産運用会社の議決権の10%以上を保有している株主が過半数以上の議決権を有する会社の代表者を兼務しており、当該売主七社が投信法施行令第20条に規定する利害関係人等に該当することが判明しましたので、訂正を行うものです。なお本件は、平成18年12月13日に開催した資産運用会社ポートフォリオ委員会、リスク管理・コンプライアンス委員会、平成18年12月14日に開催した資産運用会社取締役会及び本日開催した投資法人役員会において事実関係、審議手続の確認がなされております。

II. 不動産の賃貸借（追補）

1. 本投資法人の保有する不動産信託受益権に係る不動産信託受託者は、本投資法人が平成17年9月7日及び同年9月9日付「資産取得に関するお知らせ」で公表した15物件（以下、「平成17年9月取得15物件」といいます。）及び平成18年5月30日付「資産取得完了に関するお知らせ（西野ビル）（内神田ビル）」で公表した2物件（以下、「平成18年5月取得2物件」といいます。）について、それぞれ取得日付で有限会社ARMリーシングとマスターリース契約を締結しました。

[主な契約条項]

契約期間	契約締結日から平成27年9月30日まで	(平成17年9月取得15物件)
	契約締結日から平成28年5月30日まで	(平成18年5月取得2物件)
支払手数料	平成17年9月から平成18年4月まで	月額30,000円/物件
(転貸差益)	平成18年5月以降	月額40,000円/物件

2. 利害関係人等との取引に関する手続

資産運用会社は、利害関係者取引規程に則り、通常の取引と同様の取引と比較して本投資法人に不利益となることのないよう手続を行っておりますが、本件に関しては取引当時、有限会社ARMリーシングの代表者が、資産運用会社の議決権の10%以上を保有している株主が過半数以上の議決権を有する会社の代表者を兼務していることについての調査が不十分であったため、利害関係者取引規程に定めた審議手続を経ておりませんでした。今回、同社が投信法施行令第20条に該当する利害関係人等に該当することが明らかになったことから、平成18年12月13日に開催した資産運用会社ポートフォリオ委員会、リスク管理・コンプライアンス委員会、平成18年12月14日に開催した資産運用会社取締役会及び本日開催した投資法人役員会において事実関係、審議手続の確認、追認がなされております。

以上

※ 本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

※ 本投資法人のホームページアドレス：<http://www.easset-reit.com/>